

「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律に基づき  
制定する環境影響評価法に係る主務省令（案）」に寄せられた御意見及び考え方・対応

．概要

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16  
年法律第149号）に基づき、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び  
環境省が作成した環境影響評価法に係る主務省令の案について、以下の通り意見募集を行  
った。

（1）意見募集期間：平成17年2月7日（月）～3月7日（月）

（2）告知方法：環境省ホームページ及び記者発表

（3）意見提出方法：郵送、FAX、電子メールのいずれか

．受付意見件数

合計 1件（のべ 3件）

．受付意見の概要

意見の内訳は以下の通りであった。

電磁的記録による縦覧等	3件
合計	3件

・寄せられた意見に対する考え方・対応

御意見の概要	御意見に対する考え方・対応
<p>・縦覧時における情報の管理方法、改ざんされた場合の対策、セキュリティ等について、政令等での最小限の統一解釈の取り決めが必要。</p>	<p>事業者が電磁的記録による縦覧を行う場合には、改ざん等の防止、不正アクセスの防止等の措置をとるよう努めることが適当であると考えますが、現時点ではどの程度の措置をとるかは縦覧に供する義務を有する事業者がそれぞれその事情に応じ判断すればよいと考えており、一律に基準を設けることは予定していません。</p>
<p>・国又は地方公共団体（環境影響評価書等の送付先）のホームページの利用による公開の便宜等について制度化すべき。</p>	<p>縦覧に供する電磁的記録を掲載するホームページは事業者のものに限定されていないので、事業者が国又は地方公共団体のホームページの利用について協力を求めることは可能です。</p> <p>国等がホームページを利用させるか否かは、国等がそれぞれの状況に応じて個別に判断するものであるため、現時点では一律に制度化することは予定していません。</p>
<p>・自治体の施設で縦覧が行われる場合、自治体の施設に備え置く電子計算機（パソコン、プリンタ、印刷用紙等）の利用ができるよう制度化すべき。</p>	<p>事業者が地方公共団体の協力を得た場合に、この地方公共団体に備え置く電子計算機を利用して縦覧することは可能です。</p> <p>地方公共団体に備え置く電子計算機を利用させるか否かは、地方公共団体がそれぞれの状況に応じて個別に判断するものであるため、現時点では一律に制度化することは予定していません。</p>